阪神水道企業団公報

令和８年１月15日㈭
第399号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

◇規　　則◇

○阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則の一部を改正する規則

◇告　　示◇

○令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算

○令和６年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分

○令和７年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率

◇条　　例◇

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月23日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例第６号

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例の一部を改正する条例

予算で定めるべき資産の取得及び処分等に関する条例（昭和41年条例第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（予算で定めるべき資産の取得及び処分） 第１条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）第33条第２項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が70,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については１件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。 （議会の同意を得てする賠償責任の免除） 第２条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。	（予算で定めるべき資産の取得及び処分） 第１条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）第33条第２項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が20,000千円以上の不動産又は動産の買入又は譲渡（土地については１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。 （議会の同意を得てする賠償責任の免除） 第２条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第 65 号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

◇規　　則◇

阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１月８日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団入札監視委員会条例施行規則（令和７年規則第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第１号（第４条関係）

入札方式別発注総括表

期間（　年　月　日～　年　月　日）

項　目	一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合　計	
	件数	契約金額（税込　円）	平均落札率	件数	契約金額（税込　円）	平均落札率	件数	契約金額（税込　円）	平均落札率	件数	契約金額（税込　円）
工事請負契約											
業務委託契約											
物品売買契約											
計											

様式第２号（第４条関係）

入札方式別発注一覧表（**工事請負契約**）

期間（　年　月　日～　年　月　日）

入札方式：総合評価一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	工事担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	工事担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：指名競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	工事担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：随意契約

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	工事担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式別発注一覧表（**業務委託契約**）

期間（　年　月　日～　年　月　日）

入札方式：一般競争入札

番号	種別	委託名	履行場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：指名競争入札

番号	種別	委託名	履行場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：随意契約

番号	種別	委託名	履行場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式別発注一覧表（**物品売買契約**）

期間（　年　月　日～　年　月　日）

入札方式：一般競争入札

番号	種別	件名	納入場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：指名競争入札

番号	種別	件名	納入場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

入札方式：随意契約

番号	種別	件名	納入場所	契約金額（税込　円）	受注者	落札率（%）	担当課	参加者数	辞退者数	入札回数	備考

改　正　前

様式第１号（第４条関係）

入札方式別発注総括表

期間（　年　月　日～　年　月　日）

項　目	一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合　計	
	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額	平均落札率	件数	契約金額
工事請負契約											
業務委託契約											
計											

様式第２号（第４条関係）

入札方式別発注一覧表

期間（　年　月　日～　年　月　日）

入札方式：総合評価一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（%）	工事担当課	備考

入札方式：一般競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（%）	工事担当課	備考

入札方式：指名競争入札

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（%）	工事担当課	備考

入札方式：随意契約

番号	工事種別	工事名	施工場所	契約金額（円）	請負業者	落札率（%）	工事担当課	備考

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。

附　則

この規則は、令和８年１月９日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第 24 号

令和７年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和７年 12 月 23 日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

１．令和６年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出
収　入

（単位　円）

区　分	予算額					
	当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	小　計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額に係る財源充当額	合　計
第１款　水道事業収益	21,132,376,000	0	0	21,132,376,000	0	21,132,376,000
第１項 営業収益	19,646,496,000	0	0	19,646,496,000	0	19,646,496,000
第２項 営業外収益	1,097,979,000	0	0	1,097,979,000	0	1,097,979,000
第３項 特別利益	387,901,000	0	0	387,901,000	0	387,901,000

（単位　円）

区　分	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備　考
第１款　水道事業収益	21,206,319,475	73,943,475	
第１項 営業収益	19,687,612,103	41,116,103	（うち仮受消費税及び地方消費税1,789,782,918円）
第２項 営業外収益	1,127,106,482	29,127,482	（うち仮受消費税及び地方消費税3,404,228円）
第３項 特別利益	391,600,890	3,699,890	（うち仮受消費税及び地方消費税304,300円）

支　出

（単位　円）

区　　分	予算額							
	当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小　計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合　計
第1款　水道事業費用	18,395,738,000	194,933,000	0	0	0	18,590,671,000	0	18,590,671,000
第1項 営業費用	17,219,834,000	194,933,000	0	△ 158,000,000	0	17,256,767,000	0	17,256,767,000
第2項 営業外費用	746,093,000	0	0	158,000,000	0	904,093,000	0	904,093,000
第3項 特別損失	424,811,000	0	0	0	0	424,811,000	0	424,811,000
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000

（単位　円）

区　　分	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備　　考
第1款　水道事業費用	17,924,445,755	0	666,225,245	
第1項 営業費用	16,608,197,564	0	648,569,436	（うち仮払消費税及び地方消費税625,812,006円）
第2項 営業外費用	888,138,472	0	15,954,528	（うち仮払消費税及び地方消費税266,630円）
第3項 特別損失	428,109,719	0	△ 3,298,719	
第4項 予備費	0	0	5,000,000	

（２）資本的収入及び支出

収　入

（単位　円）

区　　分	予算額					
	当初予算額	補正予算額（△減）	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計
第1款　資本的収入	5,033,628,000	832,354,000	5,865,982,000	199,000,000	0	6,064,982,000
第1項 企業債	3,939,000,000	638,000,000	4,577,000,000	199,000,000	0	4,776,000,000
第2項 出資金	527,334,000	0	527,334,000	0	0	527,334,000
第3項 国庫補助金	567,291,000	194,354,000	761,645,000	0	0	761,645,000
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第5項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第6項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000

（単位　円）

区　　分	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備　　考
第1款　資本的収入	5,255,904,810	△ 809,077,190	
第1項 企業債	3,675,000,000	△ 1,101,000,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額465,000,000円）
第2項 出資金	527,334,000	0	
第3項 国庫補助金	1,051,913,000	290,268,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額116,160,000円）
第4項 固定資産売却代金	1,657,810	1,656,810	（うち仮受消費税及び地方消費税150,710円）
第5項 工事負担金	0	△ 1,000	
第6項 その他資本収入	0	△ 1,000	

支　出

（単位　円）

区　　分	予算額						
	当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計
第１款　資本的支出	13,696,512,000	677,297,000	0	14,373,809,000	1,903,654,000	0	16,277,463,000
第１項 建設改良費	9,379,401,000	677,297,000	0	10,056,698,000	1,903,654,000	0	11,960,352,000
第２項 企業債償還金	3,730,629,000	0	0	3,730,629,000	0	0	3,730,629,000
第３項 水利負担金	43,527,000	0	0	43,527,000	0	0	43,527,000
第４項 国庫補助金返還金	30,855,000	0	0	30,855,000	0	0	30,855,000
第５項 出資金返還金	512,100,000	0	0	512,100,000	0	0	512,100,000

（単位　円）

区　　分	決算額	翌年度繰越額			不用額	備　　考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		
第１款　資本的支出	13,577,289,954	1,989,337,000	0	1,989,337,000	710,836,046	
第１項 建設改良費	9,260,385,057	1,989,337,000	0	1,989,337,000	710,629,943	（うち仮払消費税及び地方消費税 811,064,955円）
第２項 企業債償還金	3,730,625,394	0	0	0	3,606	
第３項 水利負担金	43,526,631	0	0	0	369	
第４項 国庫補助金返還金	30,652,872	0	0	0	202,128	
第５項 出資金返還金	512,100,000	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,321,385,144円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額710,293,198円、減債積立金2,214,873,974円及び損益勘定留保資金5,396,217,972円で補てんした。

２．令和６年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位　円）

1．営　業　収　益			
(1) 分　賦　金	17,890,417,185		
(2) その他営業収益	7,412,000	17,897,829,185	
2．営　業　費　用			
(1) 原　水　費	1,486,576,117		
(2) 浄　水　費	3,098,597,733		
(3) 配　水　費	3,057,737,858		
(4) 総　係　費	1,272,104,050		
(5) 議会費及び監査費	12,944,393		
(6) 減 価 償 却 費	6,962,392,016		
(7) 資 産 減 耗 費	92,033,391	15,982,385,558	
営　業　利　益			1,915,443,627
3．営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	12,921,155		
(2) 補　助　金	14,899,000		
(3) 長期前受金戻入	941,105,486		
(4) 雑　収　益	154,776,774	1,123,702,415	
4．営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	483,016,947		
(2) 雑　支　出	13,092,827	496,109,774	627,592,641
経　常　利　益			2,543,036,268
5．特　別　利　益			
(1) 固定資産売却益	3,043,000		
(2) その他特別利益	388,253,590	391,296,590	
6．特　別　損　失			
(1) 固定資産売却損	331,000		
(2) 固定資産除却損失	39,878,719		
(3) その他特別損失	387,900,000	428,109,719	△ 36,813,129
当 年 度 純 利 益			2,506,223,139
その他未処分利益剰余金変動額			2,214,873,974
当年度未処分利益剰余金			**4,721,097,113**

３．令和６年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位 円）

	資本金	剰余金									資本合計
		資本剰余金					利益剰余金				
		補助金	受贈財産評価額	工事負担金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益積立金	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	90, 946, 935, 238	2, 033, 213, 481	42, 720	218, 496, 818	231, 484, 548	2, 483, 237, 567	979, 682, 713	0	2, 214, 873, 974	3, 194, 556, 687	96, 624, 729, 492
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	2, 214, 873, 974	△ 2, 214, 873, 974	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	2, 214, 873, 974	△ 2, 214, 873, 974	0	0
減債積立金への積立	0	0	0	0	0	0	0	2, 214, 873, 974	△ 2, 214, 873, 974	0	0
処分後残高	90, 946, 935, 238	2, 033, 213, 481	42, 720	218, 496, 818	231, 484, 548	2, 483, 237, 567	979, 682, 713	2, 214, 873, 974	0	3, 194, 556, 687	96, 624, 729, 492
当年度変動額	15, 234, 000	0	0	0	0	0	0	△ 2, 214, 873, 974	4, 721, 097, 113	2, 506, 223, 139	2, 521, 457, 139
出資金の受入	527, 334, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	527, 334, 000
出資金の返還	△ 512, 100, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 512, 100, 000
減債積立金の取崩	0	0	0	0	0	0		△ 2, 214, 873, 974	2, 214, 873, 974	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	2, 506, 223, 139	2, 506, 223, 139	2, 506, 223, 139
当年度末残高	90, 962, 169, 238	2, 033, 213, 481	42, 720	218, 496, 818	231, 484, 548	2, 483, 237, 567	979, 682, 713	0	（当年度未処分利益剰余金）4, 721, 097, 113	5, 700, 779, 826	99, 146, 186, 631

４．令和６年度阪神水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	90, 962, 169, 238	2, 483, 237, 567	4, 721, 097, 113
議会の議決による処分額	2, 214, 873, 974	0	△ 4, 721, 097, 113
減債積立金の積立	0	0	△ 2, 506, 223, 139
資本金への組入	2, 214, 873, 974	0	△ 2, 214, 873, 974
処分後残高	93, 177, 043, 212	2, 483, 237, 567	（繰越利益剰余金）0

５．令和６年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（令和７年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1．固　定　資　産				
(1) 有形固定資産				
イ．土　　地		7,935,580,529		
ロ．建　　物	20,410,621,885			
減価償却累計額	△ 11,629,035,684	8,781,586,201		
ハ．構　築　物	173,854,436,717			
減価償却累計額	△ 96,266,838,197	77,587,598,520		
ニ．機械及び装置	91,692,094,932			
減価償却累計額	△ 72,952,680,167	18,739,414,765		
ホ．車両運搬具	61,065,424			
減価償却累計額	△ 42,080,319	18,985,105		
ヘ．器具備品	1,110,640,783			
減価償却累計額	△ 677,449,051	433,191,732		
ト．建設仮勘定		9,831,441,486		
有形固定資産合計			123,327,798,338	
(2) 無形固定資産				
イ．水　利　権		9,645,617,927		
ロ．施設利用権		418,823		
ハ．電話加入権		1,082,281		
無形固定資産合計			9,647,119,031	
(3) 投資その他の資産				
イ．投資有価証券		500,000,000		
ロ．出　資　金		69,856,000		
投資その他の資産合計			569,856,000	
固定資産合計				133,544,773,369
2．流　動　資　産				
(1) 現金預金			25,149,806,107	
(2) 未　収　金			225,074,304	
(3) 貯　蔵　品			132,855,982	
(4) 前　払　金			35,200	
流動資産合計				25,507,771,593
資　産　合　計				**159,052,544,962**

負　債　の　部

3．固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	23, 824, 442, 226		
企 業 債 合 計		23, 824, 442, 226	
(2) 引　当　金			
イ．退職給付引当金	2, 319, 167, 624		
引 当 金 合 計		2, 319, 167, 624	
固 定 負 債 合 計			26, 143, 609, 850
4．流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	3, 452, 099, 412		
企 業 債 合 計		3, 452, 099, 412	
(2) 未　払　金		8, 710, 572, 350	
(3) 前　受　金		2, 862, 859	
(4) 引　当　金			
イ．賞 与 引 当 金	152, 036, 448		
ロ．法定福利費引当金	30, 190, 004		
引 当 金 合 計		182, 226, 452	
(5) 預　り　金		58, 765, 448	
流 動 負 債 合 計			12, 406, 526, 521
5．繰　延　収　益			
(1) 長 期 前 受 金		58, 836, 219, 841	
収 益 化 累 計 額		△ 37, 479, 997, 881	
繰 延 収 益 合 計			21, 356, 221, 960
負　債　合　計			59, 906, 358, 331

資　本　の　部

6．資　本　金			90, 962, 169, 238
7．剰　余　金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ．補　助　金	2, 033, 213, 481		
ロ．受贈財産評価額	42, 720		
ハ．工 事 負 担 金	218, 496, 818		
ニ．その他資本剰余金	231, 484, 548		
資本剰余金合計		2, 483, 237, 567	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ．利 益 積 立 金	979, 682, 713		
ロ．当年度未処分利益剰余金	4, 721, 097, 113		
利益剰余金合計		5, 700, 779, 826	
剰 余 金 合 計			8, 184, 017, 393
資　本　合　計			99, 146, 186, 631
負 債 資 本 合 計			**159, 052, 544, 962**

阪神水道企業団告示第 25 号

令和７年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和６年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分は、次のとおりである。

令和７年 12 月 23 日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

１	当年度未処分利益剰余金	4,721,097,113 円
２	利益剰余金処分額	
⑴	減債積立金	2,506,223,139 円
⑵	資本金への組入	2,214,873,974 円

阪神水道企業団告示第 26 号

令和７年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和７年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和７年 12 月 23 日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

予算第３号

令 和 7 年 度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　令和７年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額　11,739,839 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額　1,086,712 千円、減債積立金　2,506,223 千円及び損益勘定留保資金　8,146,904 千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △減）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	6,785,362 千円	3,456,161 千円	10,241,523 千円
第１項　企　業　債	5,792,000 千円	2,793,000 千円	8,585,000 千円
第３項　国庫補助金	484,881 千円	663,161 千円	1,148,042 千円
	支	出	
第１款　資本的支出	18,524,062 千円	3,457,300 千円	21,981,362 千円
第１項　建設改良費	14,428,401 千円	3,457,300 千円	17,885,701 千円

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為のうち、管路整備事業、構造物等整備事業及び設備整備事業を次のとおりに改める。

事　　項	期　　間	限　度　額（千円）
管路整備事業	令和７年度から令和１４年度まで	239,800
構造物等整備事業	令和７年度から令和１０年度まで	2,392,155
設備整備事業	令和７年度から令和１０年度まで	11,605,979

第４条　予算第６条に定めた企業債中

「(2)　限度額　5,327,000千円」　を　「(2)　限度額　8,460,000千円」　に改める。

阪神水道企業団告示第27号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定に基づき、令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和７年12月23日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率について

令和６年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

＜資金不足比率＞

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\triangle 16,553,344 \text{ 千円}}{17,897,829 \text{ 千円}} = -\ \%$$

※　経営健全化基準（20%）

＜算定の詳細＞

○資金の不足額

流動負債		算入地方債残高		流動資産		解消可能資金不足額		資金の不足額
8,954,427	＋	0	－	25,507,771	－	0	＝	△ 16,553,344

※資金の不足額なし

○事業の規模

営業収益		受託工事収益		事業の規模
17,897,829	－	0	＝	17,897,829